



平成 11 年 9 月 3 日
日本原子力発電株式会社

東海発電所第 28 回定期検査の実施について

当社東海発電所（炭酸ガス冷却型、電気出力 16 万 6 千キロワット）は、平成 10 年 3 月 31 日をもって営業運転を停止しましたが、燃料取出し、搬出期間中の設備保全のため、電気事業法に基づく定期検査を本年 9 月 6 日から約 3 ヶ月の予定で実施します。

定期検査を実施する主な設備は、下記のとおりです。

- (1) 原子炉冷却系統設備
- (2) 燃料設備
- (3) 放射線管理設備
- (4) 廃棄設備
- (5) 非常用予備発電装置 等

以上

（補足）

原子力発電所は、運転停止後であっても、燃料取出し・搬出期間中は、原子炉施設内に燃料があること、原子炉の冷却が必要な期間であること等により、発電所として、電気事業法に基づき、定期検査を実施します。